

玉名市公共施設マネジメント民間提案募集の概要

1 趣旨及び募集の概要

玉名市（以下「市」という。）では、公共施設の更新問題への対応に向け、公共施設マネジメントの課題である公共施設の質と量の適正化及び管理費の効率化を図るため、様々な取組を進めています。

玉名市公共施設マネジメント民間提案募集（以下「民間提案募集」という。）では、市が保有・管理する公共施設等の利活用や維持管理に関し、民間事業者のアイデアやノウハウを活かした効果的な提案を求め、市民サービスの向上や行財政運営の効率性の向上など公共施設マネジメントの取組に資する提案を審査・選定し、提案者との協議を重ねながら事業化を図ります。

なお、民間事業者の提案内容は知的財産として捉え、その情報を保護するとともに、本市との協議を経て事業化が決定した場合は、提案者を契約等の相手方とすること（随意契約）を前提とします。

ただし、民間事業者との協議が成立した場合であっても、市議会で議決又は承認されない等の事由により事業が実施できなくなった場合は、提案の事業化はされません。

2 提案者の参加要件

民間提案募集における提案者は、提案内容を実行する意思と能力（ノウハウ、資金、資格等）を有する法人（営利法人、非営利法人等）、個人事業主又は任意団体とします。

3 手続きの概要

（1）提案の募集開始

市は、提案を求めるテーマを設定して募集要項を公表し、提案の募集を開始します。

（2）提案書類の提出

提案を行う場合、市に提案書類等を提出する必要があります。その際は、事務局（市管財課）と、必ず事前面談を行ってください。また、必要に応じ、現地調査の機会を設けます。

（3）提案審査及び交渉権者の選定

ア 資格審査：提出書類を基に、事務局が提案者の応募資格要件を確認し、要件を満たす提案を有効提案として選定します。

イ 提案審査：原則、提案者によるプレゼンテーションを実施し、玉名市公共施設マネジメント民間提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において有効提案の具体的な内容を審査します。審査の結果、事業化の対象となる提案を協議対象提案とし、提案した事業者を交渉権者として選定します。

（4）協定締結・事業化に向けた詳細協議

市と交渉権者は、協議対象提案の事業化に向けた諸条件について詳細な協議を行うに当たり、双方の義務等を定める協定を締結します。

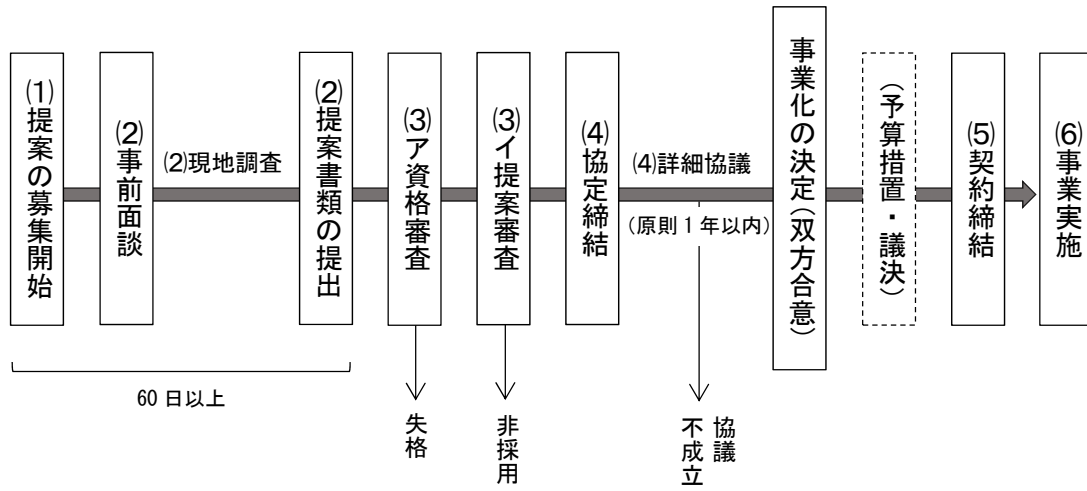
（5）契約締結

事業化に向けた詳細協議の結果、協議が成立（双方合意）した場合は、事業化を決定し、市と交渉権者が随意契約を締結します。ただし、市議会の議決が必要な事業については、市議会の議決後に契約を締結します。

（6）事業実施

交渉権者は、事業者として提案事業を実施します。

[手続きの流れ]



4 事務局（問合せ先）

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163

玉名市企画経営部管財課

施設マネジメント係（玉名市役所庁舎 3 階） 担当：入江・植木・上田

電話：0968-75-1402

電子メール：kanzai@city.tamana.lg.jp